

◆石巻市下水排除基準◆

項 目	対 象 者		終末処理場を設置している公共下水道の使用者		
			特 定 事 業 場		非特定事業場 (除害施設設置基準)
			排水量50m <sup>3</sup> /日以上	排水量50m <sup>3</sup> /日未満	
1	カドミウム及びその化合物		0.03以下	0.03以下	0.03以下
2	シアン化合物		1以下	1以下	1以下
3	有機リン化合物		1以下	1以下	1以下
4	鉛及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下
5	六価クロム化合物		0.2以下	0.2以下	0.2以下
6	ヒ素及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005以下	0.005以下	0.005以下
8	アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル		0.003以下	0.003以下	0.003以下
10	トリクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
11	テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
12	ジクロロメタン		0.2以下	0.2以下	0.2以下
13	四塩化炭素		0.02以下	0.02以下	0.02以下
14	1,2-ジクロロエタン		0.04以下	0.04以下	0.04以下
15	1,1-ジクロロエチレン		1以下	1以下	1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4以下	0.4以下	0.4以下
17	1,1,1-トリクロロエタン		3以下	3以下	3以下
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06以下	0.06以下	0.06以下
19	1,3-ジクロロプロパン		0.02以下	0.02以下	0.02以下
20	チウラム		0.06以下	0.06以下	0.06以下
21	シマジン		0.03以下	0.03以下	0.03以下
22	チオベンカルブ		0.2以下	0.2以下	0.2以下
23	ベンゼン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
24	セレン及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下
25	ほう素及びその化合物	海域	230以下	230以下	230以下
		海域以外	10以下	10以下	10以下
26	ふっ素及びその化合物	海域	15以下	15以下	15以下
		海域以外	8以下	8以下	8以下
27	1,4-ジオキサン		0.5以下	0.5以下	0.5以下
28	フェノール類		5以下	5以下	5以下
29	銅及びその化合物		3以下	3以下	3以下
30	亜鉛及びその化合物		2以下	2以下	2以下
31	鉄及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下	10以下
32	マンガン及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下	10以下
33	クロム及びその化合物		2以下	2以下	2以下
34	ダイオキシン類		10以下	10以下	10以下
35	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380未満	380未満	380未満
36	水素イオン濃度(pH)		5.0を超え9.0(5.7を超え8.7)未満	5.0を超え9.0(5.7を超え8.7)未満	5.0を超え9.0(5.7を超え8.7)未満
37	生物化学的酸素要求量(BOD)		600(300)未満 ※	600(300)未満 ※	600(300)未満 ※
38	浮遊物質(S.S)		600(300)未満 ※	600(300)未満 ※	600(300)未満 ※
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類	30以下	30以下	30以下
40	窒素含有量		240(150)未満	240(150)未満	240(150)未満
41	りん含有量		32(20)未満	32(20)未満	32(20)未満
42	温度		45(40)度未満	45(40)度未満	45(40)度未満
43	沃素消費量		220未満	220未満	220未満

(単位：温度、pH、ダイオキシン類以外 mg/l、ダイオキシン類 pg/l)

( )内は製造業又は、ガス供給業の用に供する施設に適用する基準。

■ 部分の基準を超える下水を排除した事業場は、直罰の適用を受けます。

■ 部分の基準を超える下水を排除するおそれのある事業場は、除害施設(処理施設)を設置しなければなりません。

事業場の下水道接続については、事前に下水道管理課にご相談ください。

※合併前の旧石巻市区域における水産加工業者が排出する污水にあっては2,000ミリグラム未満

下水道法第12条、第12条の10、第12条の11、宮城県流域下水道管理要綱、石巻市下水道条例第22条、第23条の規定による。